

平成15年11月10日
周南社協要綱第46号

社会福祉法人周南市社会福祉協議会
災害援護緊急資金貸付要綱

改正 平成16年10月・平成17年9月15日

(目的)

第1条 この要綱は、災害により住居又は生活必需品たる家財に被害を受けた者に対し、災害援護緊急資金（以下「資金」という。）を貸し付け、もって自立更生の援護を図ることを目的とする。

(資金の種類)

第2条 資金の種類は、住居補修資金及び生活必需品取得資金の2種類とする。

(貸付対象)

第3条 第1条に規定する貸付けは、周南市に住民登録のある低所得世帯であって住居の補修又は生活必需品を取得する資金を他に求めることができない者に対して行うものとする。

(貸付限度額、利率及び償還等)

第4条 資金の1災害における1世帯当りの貸付限度額、利率及び償還期間は別表のとおりとする。

2 償還期間には、据置期間は含まない。

3 据置期間中は、無利子とする。

4 貸付金の償還は、元金均等利子均等償還とし、年賦償還、半年賦償還又は月賦償還のいずれかの方法によるものとする。ただし、いつでも繰上償還することができる。

(違約金)

第5条 資金の貸付けを受けた者（以下「借受人」という。）が貸付金を定められた償還期限までに支払わなかったときは、延滞元金につき年利10.75%の割合をもって、当該償還期間の翌日から支払いの日までの日数により計算した違約金を徴収する。ただし、当該償還期限までに支払わないことについて災害その他やむを得ない事由があると認められるときはこの限りでない。

(目的外使用の禁止)

第6条 借受人は、貸付金を第1条に規定する目的以外に使用したときは、貸付けの日から年利10.75%の割合の違約金を付して、ただちに返還しなければならない。

(借入申込)

第7条 資金の貸付けを受けようとする者（以下「借入申込者」という。）は、借入申込書（別記第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、社会福祉法人周南市社会福祉協議会会長（以下「会長」という。）に提出しなければならない。ただし、被保護世帯については福祉事務所長の意見を付して、提出しなければならない。

(1) 借入申込者及び連帯保証人の住民票の写し

(2) 官公署の発行する被災証明書（参考様式）

(3) 住居補修資金については、工事費見積書

2 借入申込者は、被災の日から3か月以内に借入申込書を提出しなければならない。

(調査)

第8条 会長は、借入申込書の提出を受けたときはすみやかにその内容を検討のうえ、当該被害の状況について調査を行うものとする。

(連帯保証人)

第9条 借入申込者は、連帯保証人1名を立てなければならない。

2 連帯保証人は、借受人と連帯して債務を負担するものとする。

3 連帯保証人は、原則として市内に居住し独立して生計を営む信用確実な者でなければならない。

(貸付けの決定)

第10条 会長は、借入申込者に対して資金を貸し付ける旨を決定したときは貸付決定通知書(別記第2号様式)により、又貸し付けない旨を決定したときは貸付不承認通知書(別記第3号様式)により借入申込者に通知するものとする。

(借用書の提出及び貸付金の交付)

第11条 貸付決定の通知を受けた者は、すみやかに連帯保証人の連署した借用書(別記第4号様式)に、本人及び連帯保証人の印鑑証明書を添えて会長に提出しなければならない。

2 会長は、前項の借用書と引換えに貸付金を交付するものとする。

(償還の完了)

第12条 会長は、借受人が貸付金の償還を完了したときは、借用書及びそれに添えられた印鑑証明書を遅滞なく返還するものとする。

(償還金の支払猶予)

第13条 会長は、借受人又は借受人の属する世帯が災害その他やむを得ない事由のため、定められた償還期限までに貸付金を償還することが著しく困難になったと認められるときは、借受人の申請に基づき、借受人に対し、償還金の支払を猶予することができる。この場合において、猶予された期間に係る貸付金の利子は徴収しないものとする。

2 借受人は、償還金の支払猶予を申請するときは、支払猶予を受けようとする理由、猶予期間その他会長が必要と認める事項を記載した申請書(別記第5号様式)を会長に提出しなければならない。

3 会長は、支払の猶予を認める旨を決定したときは、支払を猶予した期間及び当該猶予により変更した償還期限、その他会長が必要と認める事項を記載した支払猶予承認書(別記第6号様式)を当該借受人に交付するものとする。

4 会長は、支払いの猶予を認めない旨を決定したときは、支払猶予不承認通知書(別記第7号様式)を当該借受人に交付するものとする。

(償還金の支払免除)

第14条 会長は、借受人の死亡その他やむを得ない事由により貸付金を償還することができなくなったと認められるときは、当該貸付金の償還未済額の全部又は一部の支払を免除することができる。

(住所又は氏名の変更等)

第15条 借受人又は連帯保証人について、住所又は氏名の変更等借用書に記載した事項に異動

を生じたときは、借受人はすみやかに住所氏名等変更届（別記第8号様式）を会長に提出しなければならない。ただし、借受人が死亡したときは、同居の親族又は連帯保証人が届け出るものとする。

（その他）

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は会長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成15年12月1日から施行する。
- 2 社会福祉法人周南市社会福祉協議会徳山支部災害援護緊急資金貸付要綱（平成15年周南社協要綱第7号）は廃止する。
- 3 この要綱の施行の前日までに、社会福祉法人周南市社会福祉協議会徳山支部災害援護緊急資金貸付要綱（平成15年周南社協要綱第7号）の規定に基づきなされた処分、手続その他の行為は、この要綱の相当規定に基づきなされた処分、手続その他の行為とみなす。

附 則（平成16年10月）

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年9月15日）

この要綱は、平成17年9月15日から施行する。

別 表（第4条関係）

貸付限度額、利率及び償還期間

資金の種類	貸付限度額	据置期間	償還期間	利 率
住居補修資金	(以内) 500,000円	(以内) 3年	(以内) 7年	年3% 但し、平成11年台風18号災害、平成16年台風18号災害及び平成17年台風14号災害については無利子
生活必需品取得資金	100,000円	1年	4年	無利子

一部改正（平成16年10月、平成17年9月15日）